

# 苅田町障害福祉計画

【障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画】  
平成27年度（2015）～平成29年度（2017）【第4期】

平成27年3月

苅 田 町

## はじめに



近年、障害のある方々をとりまく状況は、様々な制度改正、条約の批准をも含む法律等の変更に見られるように、障害のある方の自己実現という目標へ向けて、目まぐるしく変化しています。苅田町の行政もこれらの変化に適応し、現状における最善の施策を実施していかなければなりません。

今回策定しました苅田町障害福祉計画（第4期）は、障害者総合支援法に基づいており、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定め、必要なサービス料の見込み等を作成することにより、国・県と整合性のとれた施策を実施するためのものです。

今後、国、県と連携を取りながら施策を着実に推進していくとともに、地域全体で支援が必要な方を支える力を高める観点から、住民の皆様や、障がい者団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等との協力関係を築いていきたいと考えていますので、皆様のお力添えをお願いいたします。

最後に、本計画を策定するに当たり、ご審議いただきました苅田町障害者施策推進協議会委員の皆様を初め、ご協力いただいた皆様に心より厚く御礼申し上げ、発刊にあたっての挨拶といたします。

平成27年3月

苅田町長 吉 廣 啓 子

# 目 次

## 総 論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 計画の基本目標	4
2. 計画の基本的な視点	4
3. 平成29年度における目標値の設定	5
4. 第3期計画の進捗状況	7
第3章 現状に関する資料	11
1. 人口・世帯数の推移	11
2. 障害者手帳等所持者数の推移	13

## 各 論

第1章 障害福祉サービスの全体像	19
1. 自立支援システムの全体像	19
2. 自立支援給付	20
3. 地域生活支援事業	20
4. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	20
第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策	21
1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み	21
2. 障害福祉サービス・相談支援の提供体制の確保の方策	27
第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策	28
1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み	28
2. 地域生活支援事業の確保の方策	33
第4章 制度の円滑な実施のための方策	34
第5章 計画の推進に向けて	36

## 参考資料

苅田町障害者施策推進協議会設置条例	37
苅田町障害者施策推進協議会委員名簿	38



総

論



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

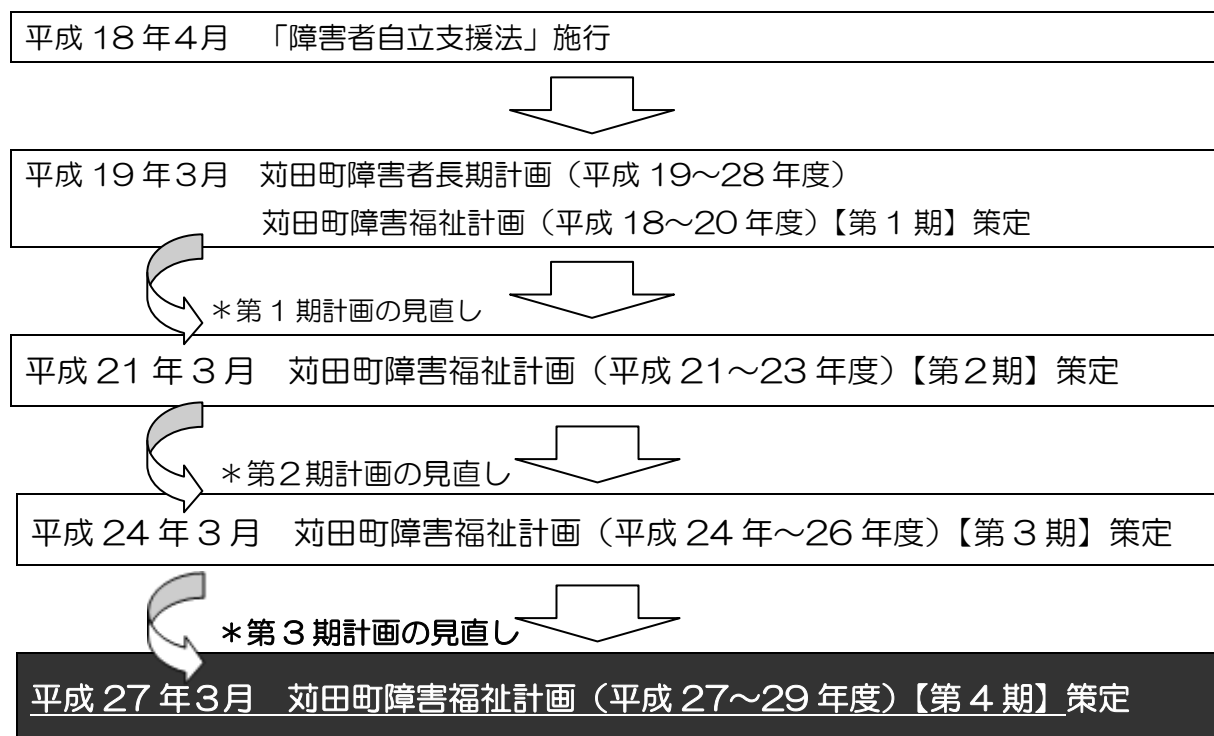
平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われ、市町村には「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本町においても、平成19年3月に障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成19～28年度）」と障害者自立支援法に基づく「苅田町障害福祉計画（平成18～20年度）【第1期】」を一体的に策定し、また、平成21年3月に「苅田町障害福祉計画（平成21～23年度）【第2期】」を、平成24年3月に「苅田町障害福祉計画（平成24～26年度）【第3期】」を策定し、地域の中で安心・安全に暮らし、活動できるための支援と条件整備を進めています。

本計画は、平成26年度をもって計画期間を終える「苅田町障害福祉計画【第3期】」を見直し、地域の特性に応じたサービス提供を計画的により一層推進していくために「苅田町障害福祉計画（平成27～29年度）【第4期】」となります。

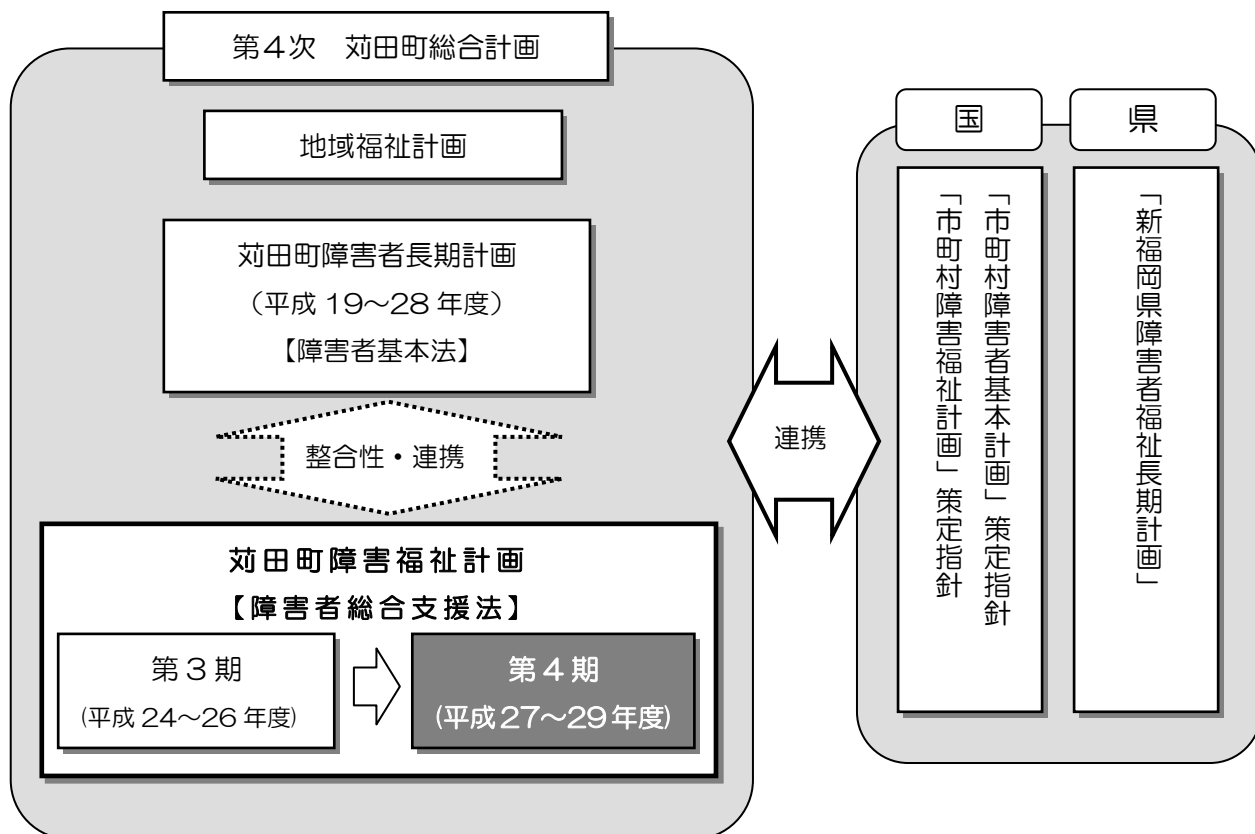
※ 障害者自立支援法は、平成26年現在、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という名称に改められています。本計画では、以下、「障害者総合支援法」と言うことにします。

### 《 苅田町障害福祉計画【第4期】策定までの主な流れ 》



## 2. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者総合支援法第 88 条により市町村に義務付けられた「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスなどの見込量やその確保の方策を定める計画です。
- 本計画は、「第4次 苅田町総合計画（平成 23～32 年度）」をはじめ、障害者に関わる全ての施策の基本的方向性を定めた障害者基本法に基づく「苅田町障害者長期計画（平成 19～28 年度）」など、関連する諸計画との整合性を図って策定しています。

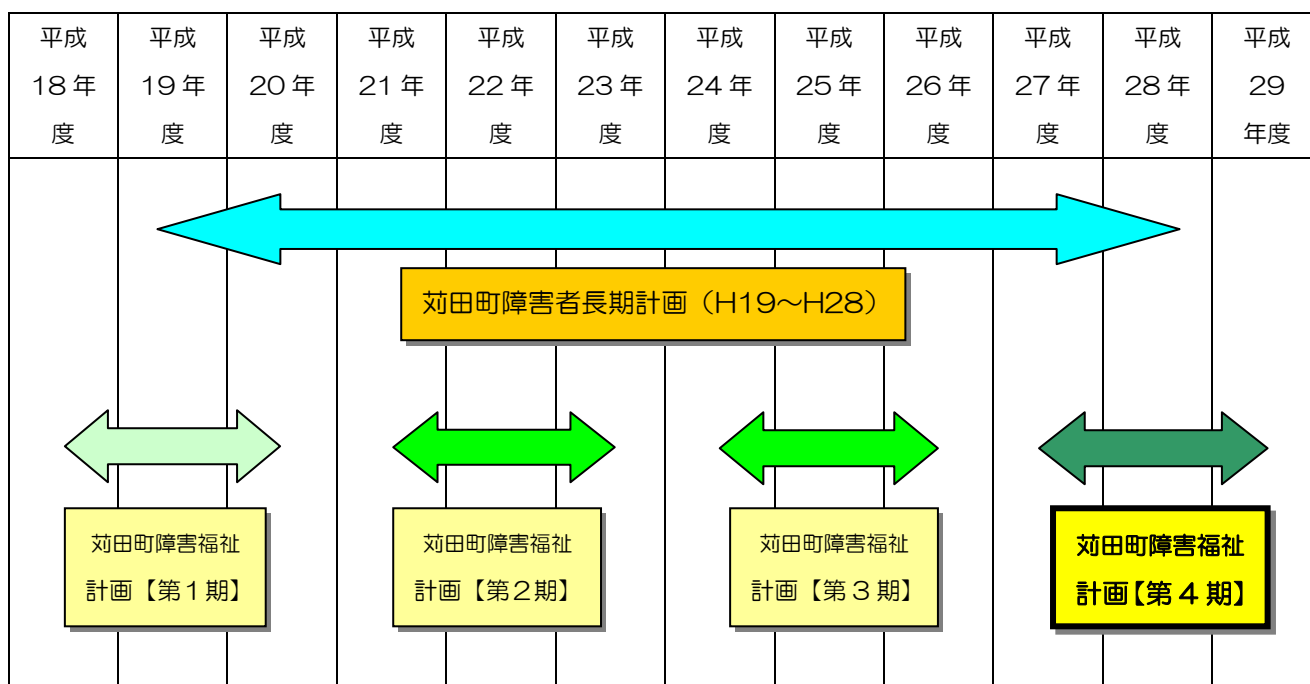




### 3. 計画の期間

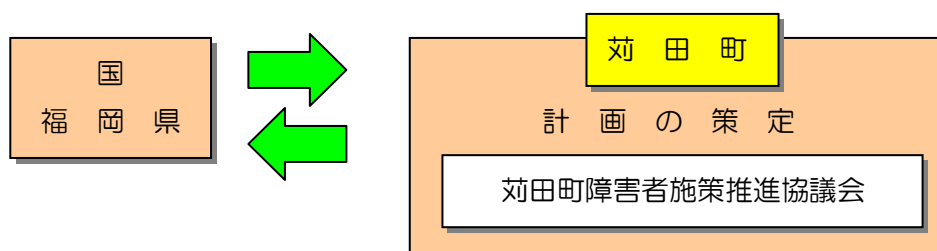
○ 本計画の期間は、平成 27～29 年度までの3年とします。

#### ■「苅田町障害福祉計画」の策定時期・計画期間■



### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体、障害福祉に関わる関係者、保健医療関係者等の参加を得て、平成 26 年 9 月より「苅田町障害者施策推進協議会」において、検討・策定しました。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本目標

本計画は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人もない人もともに住み慣れた地域で生活できるまちを目指して、障害のある人が自立し、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進めることを目標とします。

### 2. 計画の基本的な視点

本計画の基本目標の実現のために、障害者自立支援法の基本方針を踏まえて、次の3つの基本的な視点に立って計画を推進します。

#### ① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人等が必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

障害のある人を対象とした相談支援体制の充実を図るとともに、必要なサービスが受けられるよう、適切な支給決定を行います。

#### ② 町が主体となったサービス提供体制の確立

総合支援法に基づくサービスについて、町が主体となった障害福祉サービスの提供体制を確立します。

また、市町村の独自事業である「地域生活支援事業」として、本町の特性に応じたサービスを提供していきます。

サービスが一元化されたことを踏まえ、サービスの充実を図り、適切な支援を行います。

#### ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、町内・京築地域（京築障害保健福祉圏域）内の様々な社会資源を最大限に活用し、サービスの提供体制の整備を進めます。

「京都郡地域自立支援協議会」のネットワークを活用し、関係機関との連携を図りながら個別の課題に取り組み、新たな社会資源開発につなげます。

## 3. 平成29年度における目標値の設定

障害のある人の自立と安心を支えるサービス基盤づくりとして、施設入所者等の地域生活への移行や、一般就労への移行を推進するため、国・県の基本指針等を踏まえ、平成29年度を目標年度とする以下の3つの目標を設定します。なお、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第1期から第3期までの計画の実績及び本町の実情を踏まえて設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を推進するため、平成29年度末までに平成26年3月31日時点の施設入所者の4%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
平成26年3月31日時点の入所者数(A)	32人	平成26年3月31日の施設入所者数
平成29年度末の入所者数(B)	30人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込(A-B)	2人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	2人	施設入所からGH等へ移行した者の数

- ※ この場合の「入所施設」とは、障害者総合支援法第28条第1項第9号の施設入所支援を行う施設を指す。
- ※ 「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム(GH)やケアホーム(CH)(H26年度以降GHへ一元化された。)、福祉ホーム、公営住宅などの一般住宅へ移行した者をいう。(家庭復帰を含む)

### (2) 精神科病院から地域生活への移行

精神科病院に入院している障害のある人が、地域生活へ円滑に移行できるよう必要な支援を行います。

項 目	数 値	考 え 方
平成27年度以降の各年度において地域生活へ移行すると推計される人数	9人	厚生労働省の統計データから人口比により推計

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて一般就労する人が1人以上いることを目指します。また、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指します。

#### 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	2人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	4人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※ 「一般就労した者」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

#### 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	11人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

## 4. 第3期計画の進捗状況

### (1) 訪問系サービス

平成25年度実績をみると、進捗率は112.7%で、数値では平成26年度末の計画目標値を上回っています。

(単位：時間/月)

サービス名	第3期 計画目標値 (26年度末)	25年度 計画(A)	25年度 (実績)(B)	進捗率 (B)/(A)	24年度 計画	実利用人数 (計画値)	
						H24	H25
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	549	518	584	112.7%	503	H24	35
						H25	36
						H26	38

### (2) 日中活動系サービス

平成25年度実績をみると、生活介護、就労移行支援及び就労継続支援が目標値を上回っています。特に、就労継続支援A型においては目標値の3倍を上回る顕著な伸びを示しています。

自立訓練（生活訓練）及び短期入所については、目標値に達していません。

また、児童デイサービスについては、制度改正後の放課後等デイサービスと児童発達支援のそれぞれにおいても目標値を達成している状況です。

なお、自立訓練（機能訓練）の実績はありませんでした。

(利用量の単位：人日/月 療養介護のみ 人/月)

サービス名	第3期 計画目標値 (26年度末)		24年度 計画		25年度 計画		25年度(実績)		
	実利用人数	利用量	実利用人数	利用量	実利用人数	利用量(A)	実利用人数	利用量(B)	進捗率 (B)/(A)
生活介護	63	1,260	57	1,140	60	1,200	70	1,323	110.2%
自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	5	100	5	100	5	100	3	23	23.0%
就労移行支援	7	140	6	120	7	140	11	187	133.6%
就労継続支援（A型）	7	140	6	120	7	140	24	499	356.4%
就労継続支援（B型）	57	1,140	51	1,020	54	1,080	75	1,397	129.4%
療養介護	0	0	0	0	0	0	5	5	—
短期入所	13	85	12	78	13	85	14	71	83.5%
放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	53	233	—
児童発達支援	—	—	—	—	—	—	60	291	—

### (3) 居住系サービス

共同生活援助は目標数値を上回り、今後も地域の実情に応じた施設の基盤整備に努める必要があります。

施設入所支援は、目標値に達していません。

(利用量の単位：人/月)

サービス名	第3期 計画目標値 (26年度末)		24年度 計画		25年度 計画		25年度(実績)		
	実利用人数	利用量	実利用人数	利用量	実利用人数	利用量(A)	実利用人数	利用量(B)	進捗率 (B)/(A)
共同生活援助 (グループホーム)	22	22	20	20	21	21	29	29	138.1%
施設入所支援	30	30	36	36	33	33	32	32	97.0%

### (4) その他のサービス(相談支援事業)

現在、計画相談については目標を大きく上回っていますが、地域移行支援及び地域定着支援の利用はありません。

(利用量の単位：人/月)

サービス名	第3期 計画目標値 (26年度末)		24年度 計画		25年度 計画		25年度(実績)		
	実利用人数	利用量	実利用人数	利用量	実利用人数	利用量(A)	実利用人数	利用量(B)	進捗率 (B)/(A)
計画相談	16	16	4	4	10	10	42	42	420%
地域移行支援	1	1	1	1	1	1	0	0	—
地域定着支援	1	1	1	1	1	1	0	0	—

#### 【利用量の単位】

- \* 「時間/月」・・・月間のサービス提供時間
- \* 「人日/月」・・・「月間の利用人員(実人員)」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- \* 「人/月」・・・月間の利用人員(実人員)

## (5) 地域生活支援事業

本町が主体となっている地域生活支援事業の平成 25 年度の実績は以下のとおりとなっています。

### 《 必須事業 》

#### ○相談支援事業

本町においては、4つの指定相談支援事業所に業務を委託して行っています。

#### ○コミュニケーション支援事業

計画を大きく上回っており、利用者も増加しています。

#### ○移動支援事業（個別移動サービス、車両移動サービス）

移動支援事業については、利用時間は増加し計画値に達しています。利用者数は、計画値には達していないものの着実に増加しています。

#### ○地域活動支援センター事業

利用者数は、平成 22 年度比 1 人増に留まり、計画値には達していません。

#### ○日常生活用具給付等事業

排泄管理支援用具と住宅改修費以外は、計画値を下回っています。

### 《 その他の事業 》

#### ○訪問入浴サービス事業

利用者は、1 人のみとなっています。

#### ○更生訓練費支給事業

利用者数の目標値 3 人に対し、利用者 2 人となっています。

#### ○日中一時支援事業

利用者数の計画値 43 人に対し、29 人と下回っています。

#### ○生活サポート事業

利用者数の計画値 18 人に対し、10 人と下回っています。

#### ○自動車改造助成事業

平成 25 年度の利用者は 1 人で、計画値どおりとなっています。

【地域生活支援事業第3期計画進捗状況総括表】

(単位：見込者数/月、見込時間数/月)

区分	サービス名	計 画 目標値 (26年度末)	24 年度 計画	25 年度 計画 (A)	25 年度			
					(実績) (B)	進捗率 (B)/(A)		
必 須 事 業	(1) 相談支援事業							
	①相談支援事業							
	ア	障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4	4	100.0%
	イ	地域自立支援協議会	実設の有無	有	有	有	有	100.0%
	ウ	基幹相談支援センター	実設の有無	有	有	有	無	—
	②	市町村相談支援機能強化事業	実設の有無	有	無	無	無	—
	③	住宅入居等支援事業	実設の有無	有	無	無	無	—
	④	成年後見制度利用支援事業	実設の有無	有	有	有	有	100.0%
	(2) コミュニケーション支援事業							
	①	手話通訳・要約筆記者派遣事業	実利用者数	28	26	27	43	159.3%
	②	手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1	1	100.0%
	③	移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス)	実利用者数	29	26	27	25	92.6%
			延利用 時間数	779	698	725	730	100.7%
	④	地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	2	100.0%
			実利用者数	16	14	14	10	71.4%
	(5) 日常生活用具給付等事業							
	①	介護訓練支援用具	給付件数	2	2	2	0	0%
	②	自立生活支援用具	給付件数	18	16	17	13	76.5%
	③	在宅療養等支援用具	給付件数	13	12	12	5	41.7%
	④	情報・意思疎通支援用具	給付件数	14	13	13	10	76.9%
	⑤	排泄管理支援用具	給付件数	393	353	373	383	102.7%
⑥	住宅改修費	給付件数	1	1	1	1	100.0%	
そ の 他 の 事 業	①	訪問入浴サービス事業	実利用者数	3	3	3	1	33.3%
	②	更生訓練費支給事業	実利用者数	3	3	3	2	66.7%
	③	日中一時支援事業	実利用者数	22	17	19	36	189.5%
	④	生活サポート事業	実利用者数	19	17	18	10	55.6%
	⑤	自動車改造助成事業	実利用者数	1	1	1	1	100.0%
	⑥	福祉タクシー料金助成事業	実利用者数	223	200	211	201	95.3%

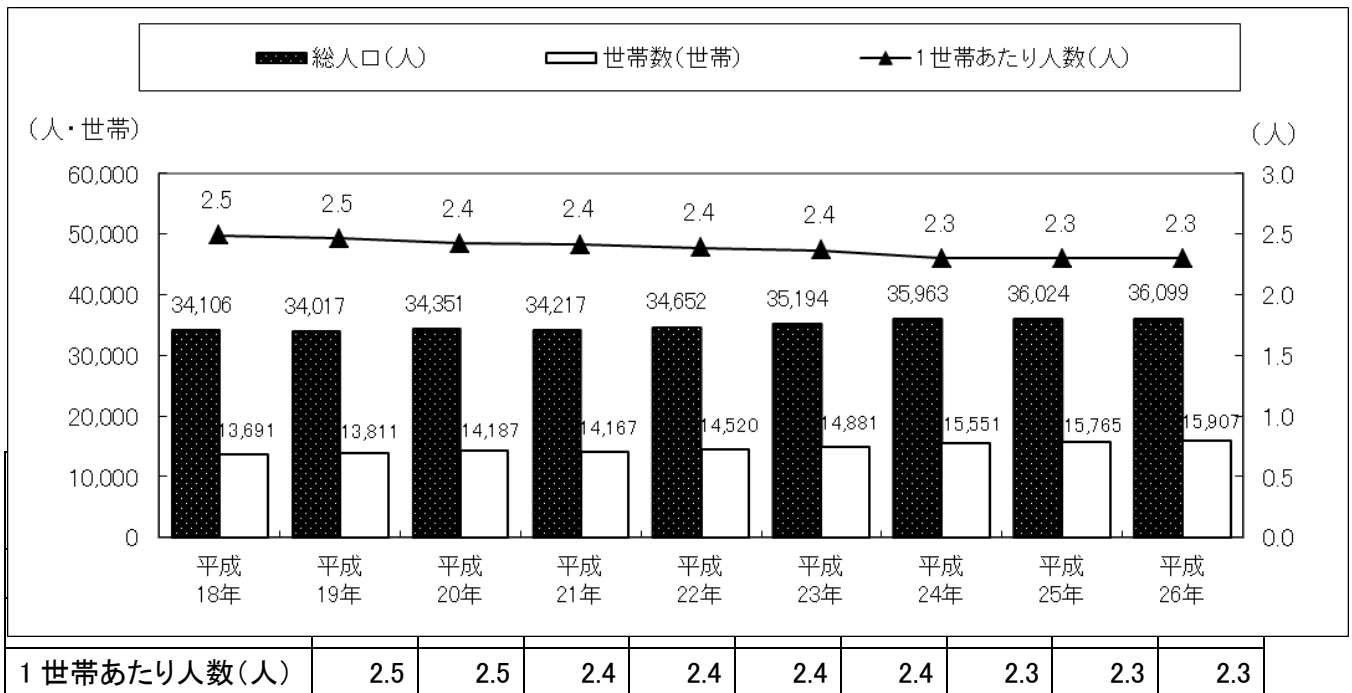


## 第3章 現状に関する資料

### 1. 人口・世帯数の推移

本町においては、人口、世帯数ともに増加傾向にあります。一世帯あたりの構成人数は減少しています。

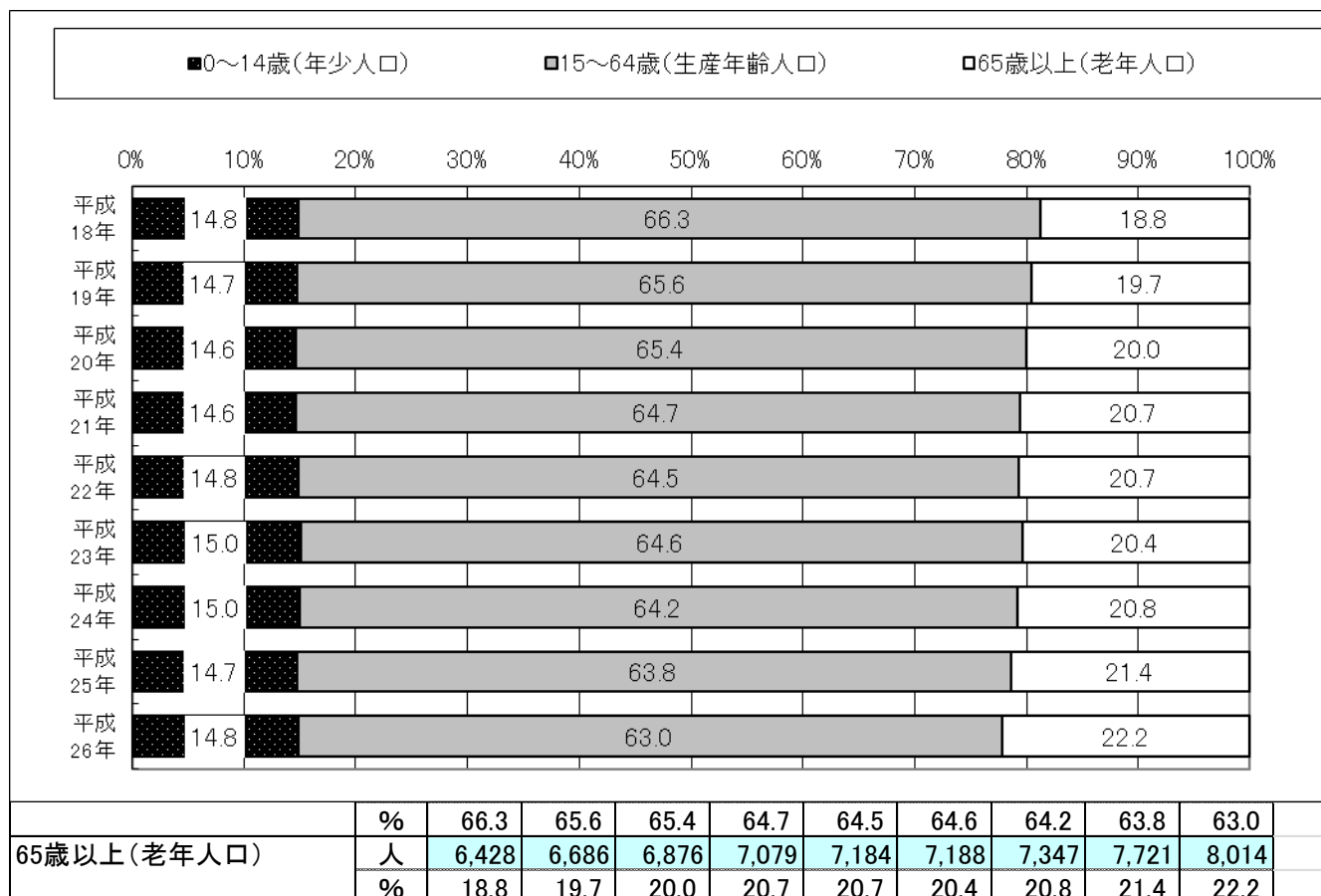
図表 人口推移



資料:住民基本台帳(各年4月末日現在)

人口の推移を年齢3区分別の構成で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は概ね減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口構成の推移



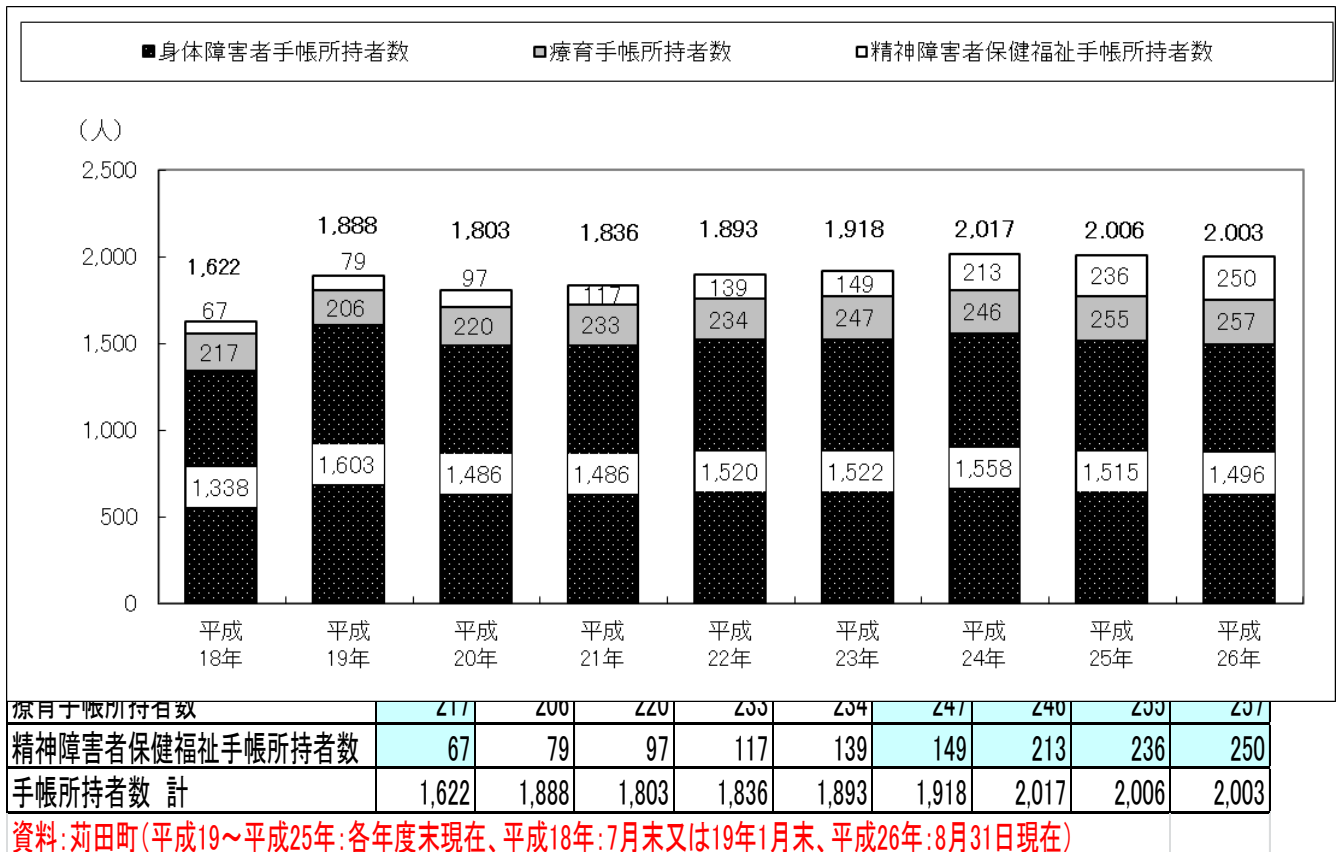
資料:住民基本台帳(各年4月末日現在)

## 2. 障害者手帳等所持者数の推移

### (1) 手帳所持者数の推移

障害別にみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばい、療育手帳所持者数は微増を継続、精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅に増加しています。

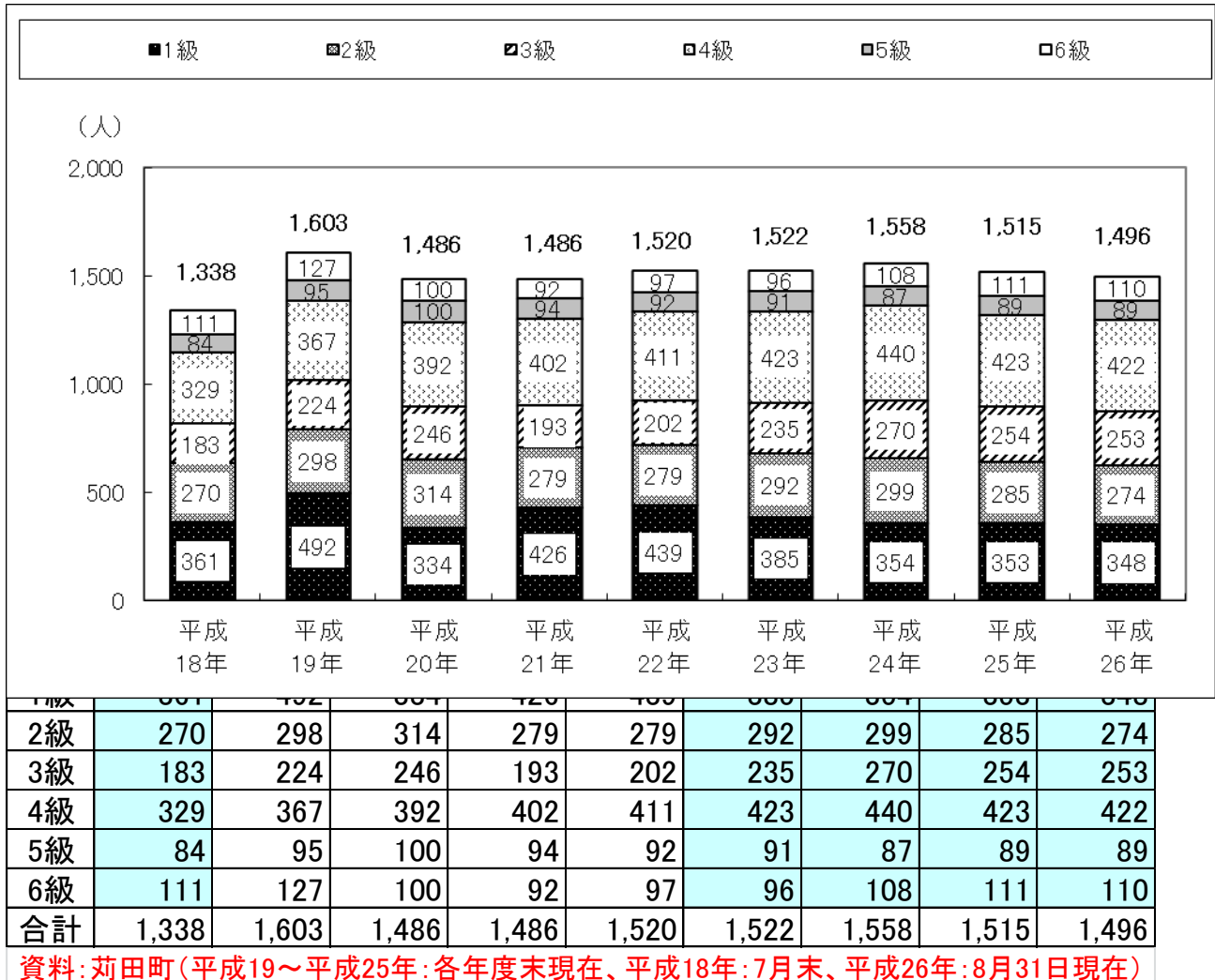
図表 障害者手帳所持者数の推移



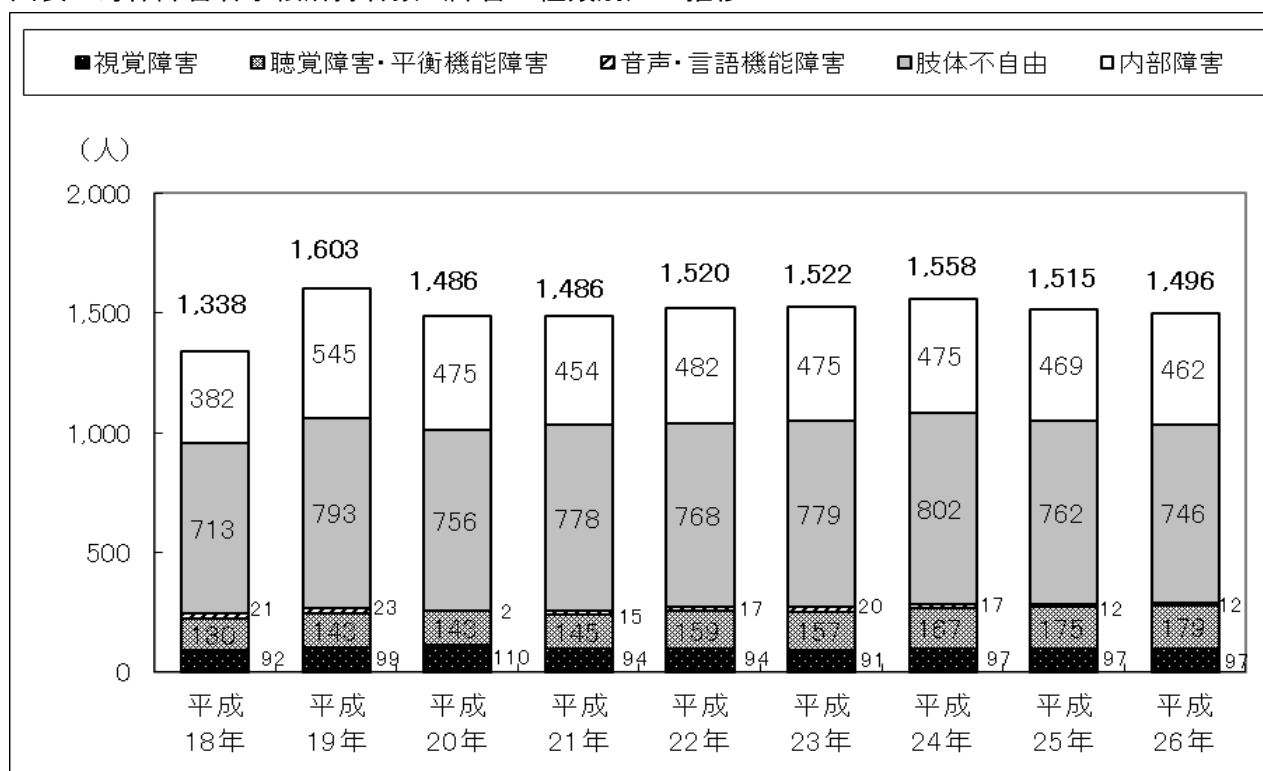
資料：苅田町(平成19～平成25年:各年度末現在、平成18年:7月末又は19年1月末、平成26年:8月31日現在)

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

図表 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



図表 身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の推移



内部障害	382	545	475	454	482	475	475	469	462
合計	1,338	1,603	1,486	1,486	1,520	1,522	1,558	1,515	1,496

資料：苅田町（平成19～平成25年：各年度末現在、平成18年：7月末、平成26年：8月31日現在）

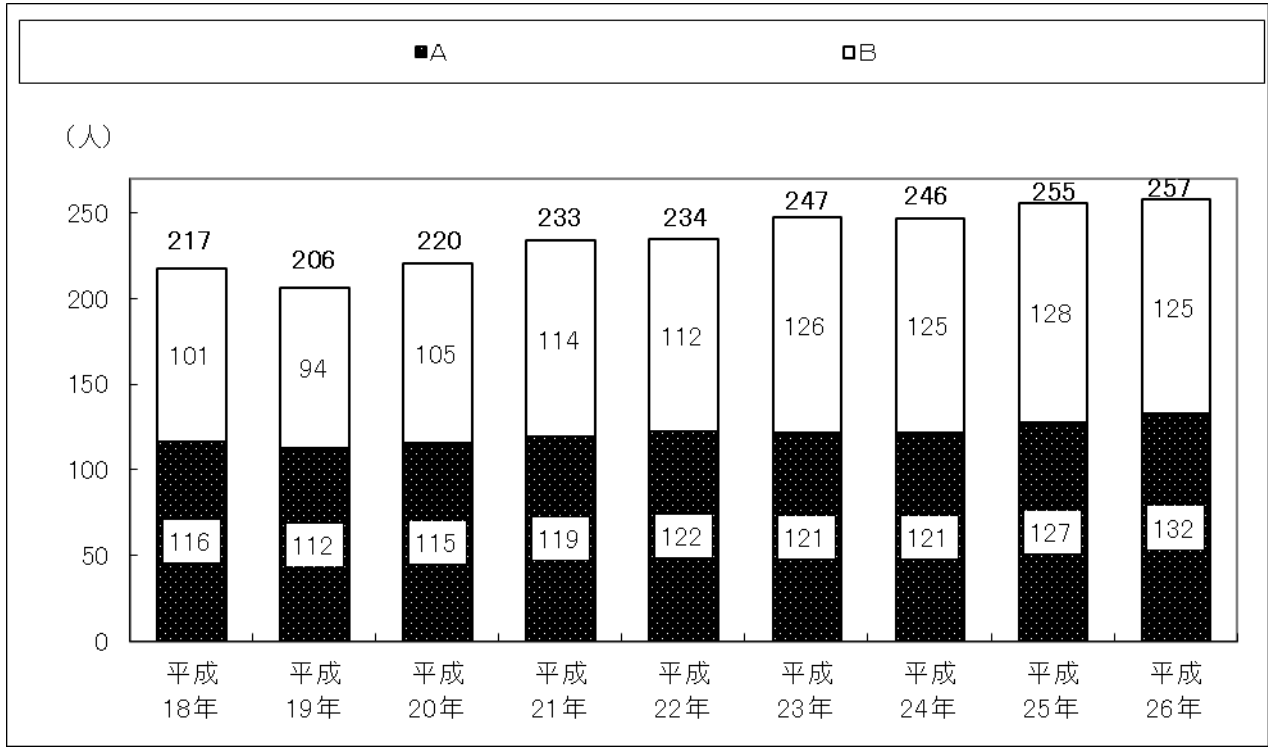
	(単位：人)						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	27	30	9	3	22	6	97
聴覚障害・平衡機能障害	1	73	16	30	1	58	179
音声・言語機能障害	0	0	7	5			12
肢体不自由	72	168	172	222	66	46	746
内部障害	248	3	49	162			462
合計	348	274	253	422	89	110	1,496

資料：苅田町（平成26年8月末現在）

### (3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成19年に一旦減少しましたが、平成20年以降は増加に転じ、以降、毎年、増加が継続しています。

図表 療育手帳所持者数（等級別）の推移



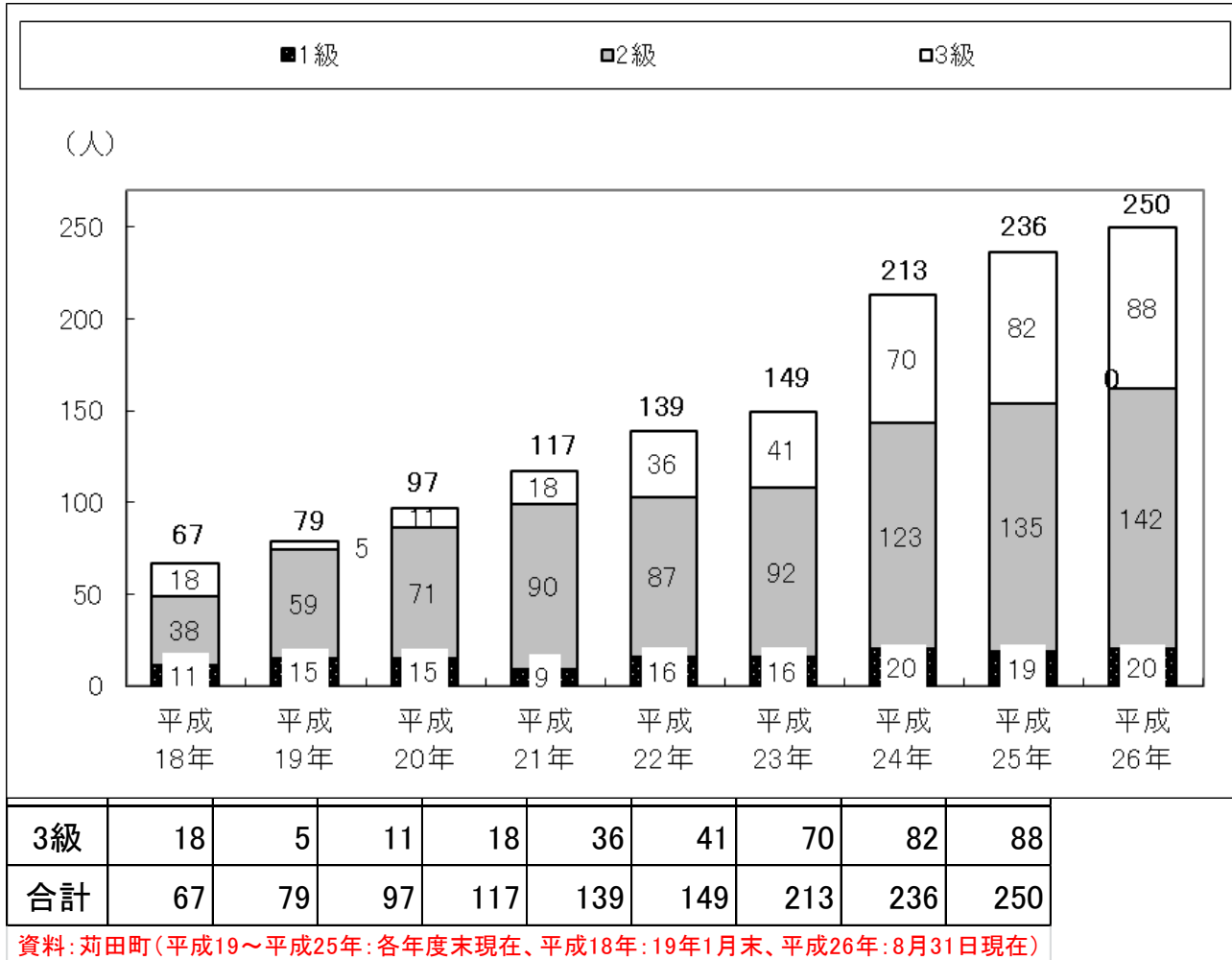
B	101	94	105	114	112	126	125	128	125
合計	217	206	220	233	234	247	246	255	257

資料：苅田町（平成19～平成25年：各年度末現在、平成18年：19年1月末、平成26年：8月31日現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

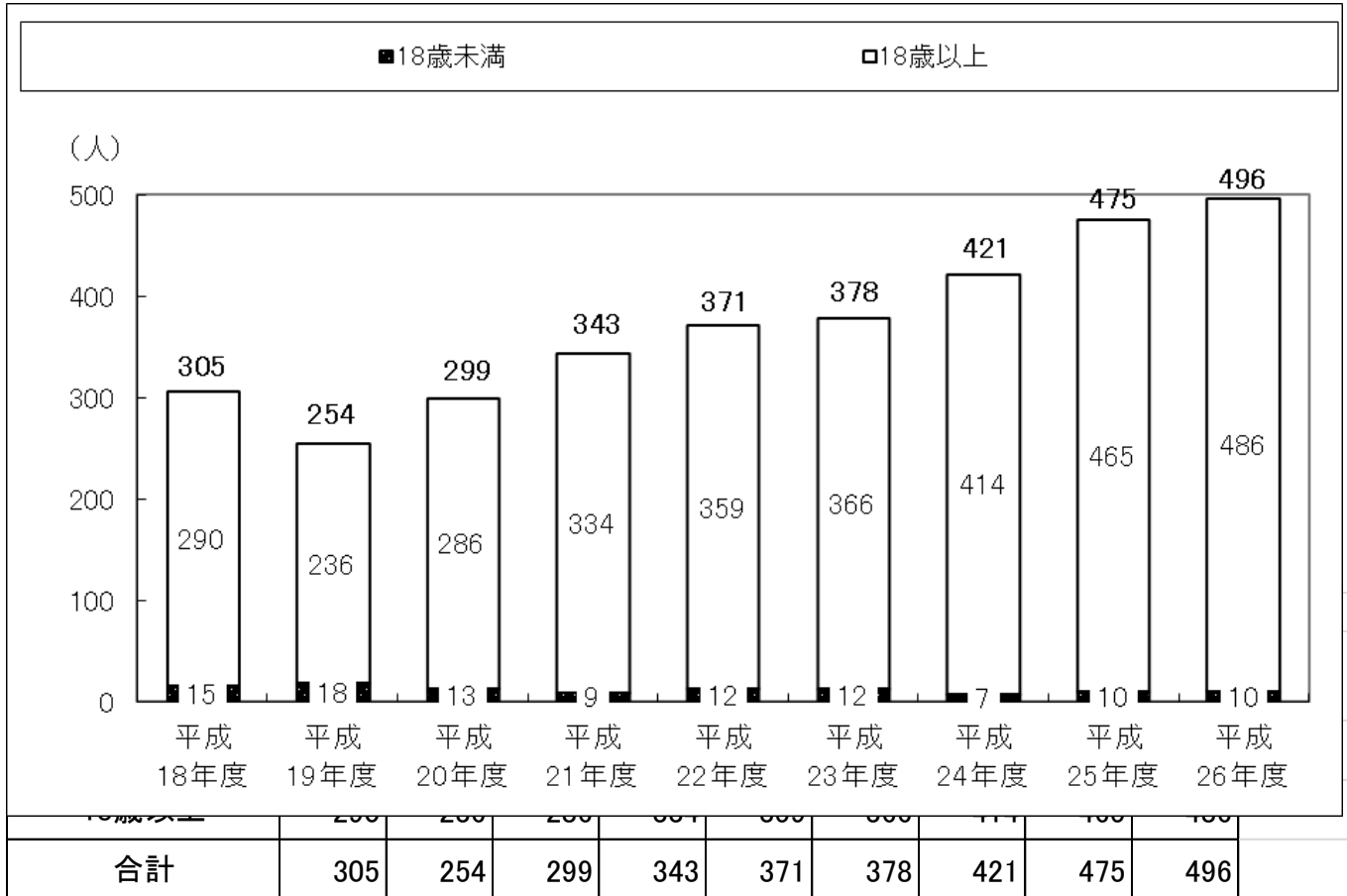
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、大幅な増加を示しており、平成18年の67人から、平成26年8月末には250人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、平成 19 年に一旦減少しましたが、平成 20 年以降は増加に転じており、平成 26 年 8 月末には 496 人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：苅田町（平成19～平成25年：各年度末現在、平成18年：19年1月末、平成26年：8月31日現在）



# 各論

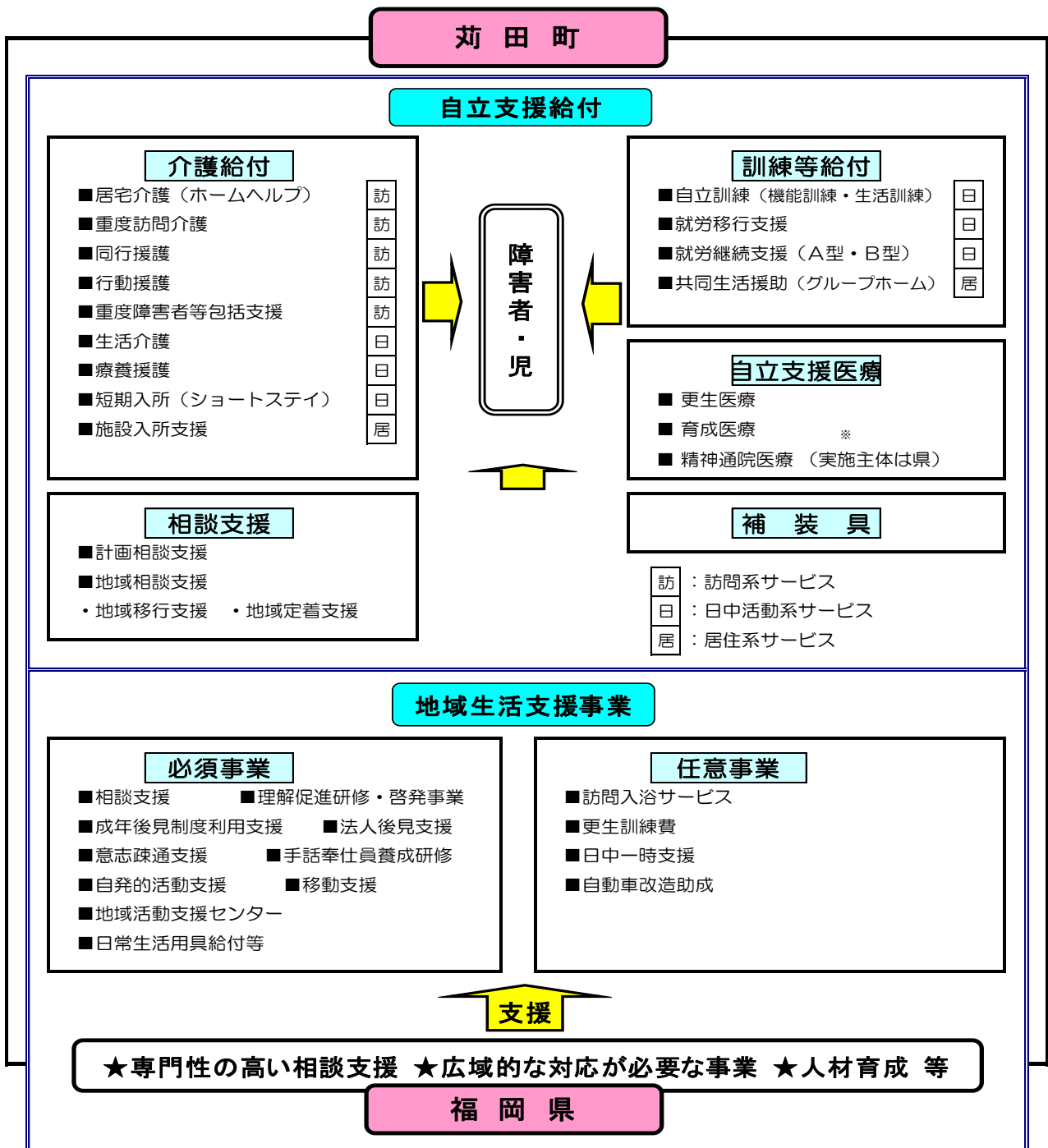


# 第1章 障害福祉サービスの全体像

本計画の前提として「障害者総合支援法」によるサービスの体系の概要を整理します。

## 1. 自立支援システムの全体像

「障害者総合支援法」における福祉サービスの給付体系は下記のとおりです。国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」となっています。



## 2. 自立支援給付

自立支援給付は大きく「介護給付と訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」、「指定特定相談支援」に分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者の応能負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

### 介護給付と訓練等給付

施設・事業体系は「介護給付」にあたる居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・生活介護・療養介護・短期入所・施設入所支援と、「訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）の2種類の体系になっています。

### 自立支援医療

障害の種別ごとに「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

### 補装具

補装具の支給は、補装具費（購入費、修理費）の支給となっています。

### 相談支援

相談支援体制の充実・強化を図るため、サービス利用計画作成を行う「計画相談支援」に加え、平成24年4月より「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）が追加されました。

## 3. 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる事業として法定化されています。

「地域生活支援事業」のうち、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」などは必須事業です。

このような必須事業の他に、地域の実情に応じて日中一時支援事業などの「その他の事業」を任意に実施することができます。

## 4. 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて

本町が、これまで行ってきた障害者に対するサービスの中で自立支援給付又は地域支援事業の体系への位置づけを行わない町独自の事業があります。

これらのサービスについては、当面の間、現行と同様にサービスの提供を行うとともに、今後、新サービス体系への移行を含めた適切な事業の位置づけの検討を行っていきます。

## 第2章 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込みと確保の方策

### 1. 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み

平成27年度から平成29年度までの各年度における障害福祉サービスと相談支援（「計画相談支援」「地域相談支援」）の種類ごとの必要量の見込みは次のとおりです。

なお、必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やサービス事業所の新体系への移行等を勘案して算出しています。

#### （1）訪問系サービス〔介護給付〕

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

##### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人が外出するときに、同行し、必要な援護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

##### 【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	利 用 量（時間/月）	736	772	808
	実利用人数（人/月）	51	54	57

## (2) 日中活動系サービス〔介護給付〕

常時介護を必要とする重度の障害のある人が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」を提供します。

また、レスパイトケアとして「短期入所」を提供します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	利 用 量 (人日/月)	1,680	1,820	1,960
	実利用人数 (人/月)	84	91	98
療養介護	実利用人数 (人/月)	7	8	9
福祉型短期入所	利 用 量 (人日/月)	100	110	120
	実利用人数 (人/月)	20	22	24
医療型短期入所	利 用 量 (人日/月)	6	10	10
	実利用人数 (人/月)	2	3	3

### (3) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

障害のある人が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連絡調整などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害のある人や精神障害のある人を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援（B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。

#### 【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自立訓練（機能訓練）	利 用 量（人日/月）	20	20	20
	実利用人数（人/月）	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利 用 量（人日/月）	60	70	80
	実利用人数（人/月）	6	7	8
就労移行支援	利 用 量（人日/月）	238	272	306
	実利用人数（人/月）	14	16	18
就労継続支援（A型）	利 用 量（人日/月）	1,050	1,239	1,386
	実利用人数（人/月）	50	58	66
就労継続支援（B型）	利 用 量（人日/月）	1,729	1,881	2,033
	実利用人数（人/月）	91	99	107

## (4) 居住系サービス

障害のある人の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設の確保に努めます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない人に、主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の支援を行います。

### 【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助(グループホーム)	利 用 量(人/月)	37	41	45
施設入所支援	利 用 量(人/月)	32	31	30

## (5) 相談支援

福祉サービスの利用に関する支援(サービス等利用計画作成)や地域生活移行への支援を実施します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス利用の支給決定時または決定後に、障害のある人等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人が、地域生活に移行する支援を行います。
地域定着支援	家庭において単身または同居している家族による支援を受けられない障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の相談等に応じます。

### 【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	利 用 量(人)	255	260	265
地域移行支援	利 用 量(人)	9	9	9
地域定着支援	利 用 量(人)	1	2	3



## (6) 児童に対するサービス〔児童福祉法分〕

障害のある児童やその家族への支援として、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等の支援サービスを提供します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	小学校就学前の児童を対象とし、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童を対象とし、通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童が周囲の児童との集団生活に適応することができるよう、個別の状況、環境に応じた支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢、または体幹の機能に障害のある児童を対象とし、指定の医療機関への通所により、児童発達支援や治療を行います。
障害児相談支援 (計画相談)	障害児支援利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画です。計画には、生活全般の解決すべき課題、その利用方針、利用するサービスなどが記載されます。

### 【必要量見込み】

サービス名	区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	利 用 量 (人日/月)	320	330	340
	実利用人数 (人/月)	64	66	68
放課後等デイサービス	利 用 量 (人日/月)	335	370	405
	実利用人数 (人/月)	67	74	81
保育所等訪問支援	利 用 量 (人日/月)	2	2	2
	実利用人数 (人/月)	1	1	1
医療型児童発達支援	利 用 量 (人日/月)	25	25	25
	実利用人数 (人/月)	1	1	1
障害児相談支援	利 用 量 (人/年)	142	154	166

## (6) 障害福祉サービス・相談支援及び施設整備の見込量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問系 サービス	居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	時間/月	736	772	808
		人/月	51	54	57
日中 活動系 サービス	生活介護	人日/月	1,680	1,820	1,960
		人/月	84	91	98
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20
		人/月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	60	70	80
		人/月	6	7	8
	就労移行支援	人日/月	238	272	306
		人/月	14	16	18
	就労継続支援（A型）	人日/月	1,050	1,239	1,386
		人/月	50	58	66
	就労継続支援（B型）	人日/月	1,729	1,881	2,033
		人/月	91	99	107
療養介護	人/月	7	8	9	
短期入所	人日/月	100	110	120	
	人/月	20	22	24	
居住系 サービス	共同生活援助（グループホーム）	人/月	37	41	45
	施設入所支援	人/月	32	31	30
相談 支援	計画相談支援	人	255	260	265
	地域移行支援	人	9	9	9
	地域定着支援	人	1	2	3

## 【利用量の単位】

- \* 「時間/月」・・・月間のサービス提供時間
- \* 「人日/月」・・・「月間の利用人員（実人員）」×「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」
- \* 「人/月」・・・月間の利用人員（実人員）
- \* 「人」・・・年間の利用人員

## 2. 障害福祉サービス・相談支援の提供体制の確保の方策

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。
- 訪問系サービスについては、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）の充実を図ります。（訪問系サービスの確保）
- ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。
- 日中活動系サービスについては、希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう確保します。（日中活動系サービスの確保）
- グループホーム等の地域での居住の場が確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。
- 入所等から地域生活への移行の推進の為に、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう）から地域生活への移行を進めます。（入所等から地域生活への移行の確保）
- 福祉施設から一般就労への移行の推進を図る為に、就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。（福祉施設から一般就労への移行の確保）

### (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の整備を図り、相談支援の担い手を確保するよう努めます。また、障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、みやこ町と共同で設置した「京都郡地域自立支援協議会」等において、関係の機関、団体及び個人によるネットワークの構築を図ります。

この「京都郡地域自立支援協議会」は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場とします。

## 第3章 地域生活支援事業の必要量見込みと確保の方策

### 1. 地域生活支援事業の実施内容と必要量見込み

市町村が独自に取り組む「地域生活支援事業」として、本町では以下の事業を実施します。

#### 《必須事業》

#### (1) 相談支援事業

##### ① 相談支援事業

##### ア 障害者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

##### イ 自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりの中核として、みやこ町と共同で平成23年に「京都郡地域自立支援協議会」を設置しました。

##### ウ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とした「基幹相談支援センター」の設置を検討します。

##### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適性かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

##### ③ 住宅入居等支援事業

知的障害や精神障害のある人などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活の支援を行います。

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬を助成します。

#### (3) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

## (4) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚等の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

## (5) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。また「住宅改修費」等により、障害者の住まいの改善を支援します。

### 【日常生活用具給付等事業の概要】

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある人が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

## (6) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行います。

## (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

## (8) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害についての理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

## (9) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現のための、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

## (10) 地域活動支援センター

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」を充実強化し、地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類があります。

### 【地域活動支援センターの概要】

種類	内容
Ⅰ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。</li> <li>○基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。</li> <li>○相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。</li> </ul>
Ⅱ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の「居宅生活支援（デイサービス）」に該当するもの。</li> <li>○地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。</li> </ul>
Ⅲ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。</li> </ul>

※地域活動支援センターでは、Ⅰ～Ⅲ型全てにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

## 《その他の事業》

### (1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

### (2) 更生訓練費支給事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### (3) 日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

### (4) 自動車改造助成事業

重度身体障害のある人が就労等のため、障害のある人自身が所有し運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成し、障害者の社会参加を促進します。

## (6) 地域生活支援事業の見込量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
必須 事業	(1) 相談支援事業				
	① 相談支援事業				
	ア 障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4
	イ 自立支援協議会	実施有無	有	有	有
	ウ 基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
	② 基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有無	有	有	有
	③ 住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有
	(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	2	2
	(3) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有
	(4) 意思疎通支援事業				
	① 手話通訳・要約筆記者派遣事業	延べ件数	36	38	40
	② 手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1
	(5) 日常生活用具給付等事業				
	① 介護・訓練支援用具	給付件数	2	2	2
	② 自立生活支援用具		15	15	15
	③ 在宅療養等支援用具		10	10	10
	④ 情報・意思疎通支援用具		13	13	14
	⑤ 排泄管理支援用具		400	410	420
	⑥ 住宅改修費		1	1	1
	(6) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有
(7) 移動支援事業 (個別移動サービス) (車両移動サービス)	実利用者数	26	27	28	
	延利用時間数	698	725	779	
(8) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	
(9) 自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	
(10) 地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	
	実利用者数	10	10	11	
任意 事業	(1) 訪問入浴サービス事業	実利用者数	2	2	2
	(2) 更生訓練費支給事業		3	3	3
	(3) 日中一時支援事業		30	30	30
	(4) 自動車改造助成事業		1	1	1



## 2. 地域生活支援事業の確保の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて実施する事業で、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的、効果的に実施している事業です。必要なサービス量を確保するため、下記の事項に取り組みます。

- 地域生活支援事業の各事業は、町の広報紙やホームページなどあらゆる機会を通じて一層の周知を図り、利用者の適切なサービス利用を支援するとともに、関係機関や当事者団体などとの連携を深めることにより、利用者の事業に対する理解の促進に努めます。
- 委託する事業については、サービス事業者の参入を促進し計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。
- 「相談支援事業」については、平成18年10月から1箇所を実施し、平成20年1月以降新たに3箇所の指定相談支援事業所に業務委託を行うなど、現在は計4箇所での実施を行い、障害のある人の地域生活を支援しています。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とした「基幹相談支援センター」の設置を検討します。
- 移動支援事業、意思疎通支援事業等については、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが重要となるため、サービスに必要な人材育成を支援します。
- 法定サービス以外の日中活動の場として重要な役割を果たす「地域活動支援センター」については、障害のある人が利用しやすいよう支援していきます。

## 第4章 制度の円滑な実施のための方策

### (1) 障害者総合支援法の周知

障害のある人が「障害者総合支援法」に基づくサービスを適切に利用することができるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報、チラシ、ホームページ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障害の種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障害のある人と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

### (2) 公正な認定区分審査の実施

介護給付等の支給決定に関する認定審査会において公正な審査が行なわれるよう、県等と連携して認定審査員の研修等を実施していきます。

### (3) 地域生活移行や就労移行に向けた関係機関等との連携

「障害者総合支援法」が目指す障害のある人の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、平成23年に設立した「京都郡地域自立支援協議会」を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障害のある人の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

### (4) 障害者福祉施策全般の推進

この計画は「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービスの見込量や確保の方策等を定める計画ですが、障害のある人が地域で安心して生活し続けるためには、障害福祉サービスの基盤整備だけでなく、障害のある子どもに対する療育・教育体制の充実、住まいの場の確保やバリアフリーのまちづくりなど、障害のある人の日常生活に関わるあらゆる分野の施策を充実することが必要です。

このため、「障害者基本法」に基づく障害者福祉施策全般に関わる計画である「苅田町障害者長期計画」(平成19～平成28年度)と一体となって障害のある人を取り巻く環境整備に努めます。

## (5) 利用者負担軽減策の実施

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者負担は、応能負担（家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額）が原則となっています。

一方で地域生活支援事業の利用者負担は、市町村が主体となって実施する事業であることから、市町村が定めるものとされています。

本町においても、町独自の利用者負担軽減策として、補装具費の支給については月額負担上限額を2分の1としています。

なお、補装具費については、平成24年4月より高額障害福祉サービス費との合算対象となり、基準額を超える費用については償還の対象となっています。（但し、一定の収入がある世帯は除きます。）

これらの利用者負担軽減策を今後も継続して実施し、障害者の方がよりきめ細かなサービスの提供を受けることができるよう、利用者の負担軽減に努めます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### (1) 計画の点検・評価

各年度におけるサービス見込量等についての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

点検・評価にあたっては、「京都郡地域自立支援協議会」等の外部機関からの意見反映に努めます。

### (2) 県・近隣市町村との連携

この計画においては、サービスの基盤整備など、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、福岡県をはじめ、京築地域（京築障害保健福祉圏域）の各市町村との連携を密に取りながら、計画を推進していきます。

## 参 考 资 料



# 刈田町障害者施策推進協議会設置条例

(平成 8 年 3 月 29 日条例第 8 号)

改正 平成 18 年 6 月 27 日条例第 35 号

改正 平成 23 年 3 月 28 日条例第 1 号

改正平成 24 年 3 月 21 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、刈田町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会の委員は 15 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 福祉関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 35 号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 1 号) この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日条例第 18 号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 10 号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)第 2 条の施行の日から施行する。

# 苅田町障害者施策推進協議会委員名簿

平成 27 年 3 月現在

任期 平成 26 年 9 月 29 日～平成 28 年 9 月 28 日

選任区分	氏名	所属等	備考
(1) 町会議員	榭谷 忠明	苅田町議会（厚生文教常任委員会）	副会長
(2) 識見を有する者	坂本 孟宣	苅田町民生委員・児童委員協議会	会長
(2) 識見を有する者	廣藤 智之	学校法人 戸早学園	
(3) 関係行政機関の職員	藤井 政昭	京築保健福祉環境事務所	
(4) 福祉関係者	片山 麒一郎	苅田町身体障害者福祉会	
(4) 福祉関係者	森山 郁代	苅田町社会福祉協議会	
(4) 福祉関係者	光根 りえ	社会福祉法人 光和苑	
(4) 福祉関係者	靄田 卓実	社会福祉法人 みぎわ会	
(4) 福祉関係者	野口 和枝	NPO 法人 夢ニティ-・ハート	
(4) 福祉関係者	能見 美智子	苅田町ボランティア連絡協議会	

※敬称略





## 苅田町障害福祉計画

【障害者総合支援法（第 88 条）に基づく、  
障害福祉サービス等の確保に関する実施計画】

平成 27 年度（2015）～平成 29 年度（2017）【第 4 期】

発行年月 平成 27 年 3 月

編集・発行 苅田町 地域福祉課  
〒800-0392 京都府苅田町富久町 1-19-1  
TEL 093（434）1111（代表）  
093（434）1039（直通）  
FAX 093（435）0023



刈田町